明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○日本中央競馬会の令和二事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（三二）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務二六）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十八条第一項の規定による解散の届出があった件（同二七）　三
○意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の規定に基づく日本国による宣言の一部の変更に関する件（外務四七）　五
○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件（同四八）　五
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産三四六）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一七一）　五
○直轄砂防工事を施行する件（同一七二）　六
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二四～二八）　六
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同二九）　七
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同三〇）　七
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同三一）　七

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

国家試験
令和二年度自動車整備士技能検定試験の実施について（国土交通省）　七
令和元年度一級及び二級管工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（同）　七

〔資　料〕

令和元年十二月中国際収支状況（速報）及び令和元年中国際収支状況（速報）（財務省）　八

〔公　告〕

諸事項
官庁
隊員の免職処分、退職手当支給制限処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　九
会社その他　三九

本号で公布された法令のあらまし

◇日本中央競馬会の令和二事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第三二号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、令和二事業年度において、令和元事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。